

裁量労働制データ問題に関する経緯について

平成 30 年 7 月 19 日
厚生労働省監察チーム

1. 確認作業の概要

- 平成 25 年度労働時間等総合実態調査のデータの取りまとめ及び裁量労働制と一般労働者の労働時間の不適切な比較の経緯を確認するため、担当課に保管されていた資料を調べるとともに、平成 25 年から現在までの各時点の関係職員計 17 名（延べ 26 回）からヒアリングを実施した。
- 具体的には、本年 3 月下旬から 5 月上旬にかけて、監察チームの事務局である大臣官房により、局長・課長級 4 名、課長補佐以下級 13 名に対してヒアリングを実施し、さらに、5 月下旬に監察チーム外部構成員により、局長・課長級等 5 名に対して追加ヒアリングを実施した。監察チーム会合は、5 月 18 日、6 月 5 日、6 月 21 日、7 月 12 日の 4 回開催した。
- 資料により裏付けられること、ヒアリング対象者の認識、及び監察チームとしての評価については、2. 以下のとおりである。なお、「ヒアリング対象者の認識」の記述はあくまで当事者の認識を記したものであり、当チームの判断については必要に応じ「監察チームとしての評価」の項にまとめて記述した。
- 今回の確認作業はあくまで、裁量労働制データを巡る様々な問題のうち、平成 25 年度労働時間等総合実態調査のデータの取りまとめ及び裁量労働制と一般労働者の労働時間の不適切な比較の経緯を対象に行ったものである。関係者の責任を論ずるに当たっては、今国会における働き方改革関連法案に関する一連の過程において、調査の方法や定義が不明確であることが判明してから大臣への報告が遅れたこと等、別途問題が確認されている内容も含めて、検討されるべきである。

2. 平成 25 年度労働時間等総合実態調査関係

- 平成 25 年度労働時間等総合実態調査に関して、多くの異常値が残ったまま公表されるに至った原因は何か、当時の調査担当の人的体制は十分だったか、等について確認を行った。

(2-1. 資料により裏付けられること)

- 平成 25 年度労働時間等総合実態調査は、労働基準局において、時間外労働及び休日労働の実態、割増賃金率の状況、裁量労働制の実態等を把握することを目的として、平成 25 年 4 月から 6 月にかけて、全国の労働基準監督署の労働基準監督官による全国の事業場への臨検監督業務の一環として実施された。当該調査は「業務統計」であり、統計法に基づき総務大臣の承認を受ける必要がある「統計調査」には該当しない。
- 全国の労働基準監督署の労働基準監督官が記入した調査原票を各都道府県労働局がまとめた上で、各都道府県労働局から厚生労働省本省労働基準局労働条件政策課に送付した。労働条件政策課からデータ入力等の業務を委託した業者に調査原票を送付し、同年 7 月から 9 月にかけて、データの入力・エラーチェック・集計等の作業を行った上で、同年 10 月 30 日の労働政策審議会労働条件分科会に「平成 25 年度労働時間等総合実態調査結果」として報告された。
- 平成 25 年度労働時間等総合実態調査は、調査票・記入要領の作成、調査の実施、データの入力・エラーチェック・集計・分析、調査結果に係る公表冊子の作成等の各段階において、基本的に平成 17 年の前回調査の前例に倣って実施された。
- 本年の国会質疑の中で平成 25 年度労働時間等総合実態調査のデータが問題となったことを受け、データの精査を行った結果、「平成 25 年度労働時間等総合実態調査に係る精査結果について（概要）」（平成 30 年 5 月 30 日厚生労働省）等のおおりに、平成 25 年の公表時のデータ（11,575 事業場）から、裁量労働制のデータ（1,526 事業場）を撤回するとともに、異常値である蓋然性が高いデータ（966 事業場）を除外することとなった。さらに、残る 9,083 事業場の再集計結果の中に、6 事業場が二重集計されていたため、6 組それぞれの

片方を削除し、最終的に 9,077 事業場の再集計となった。

(2-2. ヒアリング対象者の認識)

- 平成 25 年当時の労働基準局労働条件政策課において、法規係ラインの課長補佐以下の 2～3 名が、平成 25 年度労働時間等総合実態調査の関係を担当していた。前例のある調査の実施であるため、基本的に担当者に任せられており、課長以上が関与することはあまりなかった。

- 平成 17 年の前回調査との比較可能性の観点から、制度改正に伴う調査項目の追加等の見直しは行ったものの、調査票の様式や記入要領を含め、基本的に平成 17 年の前例を踏襲して実施された。

裁量労働制については、前回調査と同じという方針で、課内で特に議論した記憶はなく、記入要領についても、前回から変更するとかえって調査に影響が出るのではないかと考えていた。

- 前例のある調査であり、労働基準監督官が直接調査を実施する調査的監督の手法は、信頼性が高いと考えていた。

当該調査は調査的監督により実施され、統計法上の「統計調査」には該当しないこともあり、過去の前例と同様に、大臣官房統計情報部（当時）や総務省に相談することはなかった。

- 厚生労働省本省及びデータ入力等の業務を委託した業者は、各都道府県労働局から提出された紙の調査原票のコピーをとることはなかった。一方、各都道府県労働局及び各労働基準監督署は、本省からのデータに関する各種照会に対応する必要があるため、紙の調査原票のコピーをとっていた。

- 各都道府県労働局においては、それぞれに割り当てられた調査対象事業場数を超える事業場数の調査計画を立てており、結果的に割り当てられた数以上の調査原票を本省に送付することがあった。

- データの重複が起り得るとは想定されておらず、また、データ入力・集計業務の委託業者が本省から送付された順番に紙の調査原票に通し番号を付していたため、データの入力・集計の段階でデータの重複集計に気付く機会はなかった。

- 委託業者によりエクセルファイルの集計データが作成された後は、平成 25 年度労働時間等総合実態調査には都道府県別の集計項目がなく、また、全体の調査対象事業場数が当初計画以上に達していたこともあり、都道府県別の事業場数を特に確認することはなかった。
- データのエラーチェックについては、平成 17 年の前例を参考にして実施したにとどまり、一般的とは考えられないデータについて特に問題意識を持って検討することはなかった。
- 平成 25 年 10 月 30 日に労働政策審議会労働条件分科会に報告された「平成 25 年度労働時間等総合実態調査結果」の公表冊子については、平成 17 年の前例を踏襲しており、データの定義や注釈等の記載を改善する等の議論は特に行われなかった。
- 紙媒体の調査原票については、平成 25 年中に厚生労働省の地下倉庫に運ばれたが、通常業務で使用するエクセルファイルの集計データが後任に引き継がれる一方、紙媒体の調査原票は適切に引き継ぎが行われなかった。
- 当時の担当課は他の業務も含め多忙であったという事情があり、逐次増員が図られていたものの、調査担当の人的体制は十分ではなかった。

(2-3. 監察チームとしての評価)

- 多くの異常値が残った直接的な原因としては、平成 17 年の前例を参考に実施されたエラーチェックが不十分であったことであり、一般的とは考えられないデータについて、当時の担当課で特に問題意識を持って検討されなかったことである。
- また、データの重複集計については、そもそもコピー自体をとらなければ紙の調査原票の重複も起こり得ないことからすると、各都道府県労働局又は各労働基準監督署が厚生労働省本省からの照会対応用にコピーをとっていた紙の調査原票の一部が、本省へ送付する以前の段階で誤って混在したと考えられる。調査票上、事業場ごとの識別番号を付すような設計になっていれば、データの入力・集計の段階で重複集計のエラーとして気付いたはずである。

- 上記のデータのエラーチェックや事業場ごとの識別番号に関しては、あらかじめ統計の専門家に相談していればミスを防げた可能性がある。統計法上の「統計調査」には該当しなかったとしても、平成 25 年度労働時間等総合実態調査の内容や当時の調査担当の人的体制を踏まえれば、統計部局等の専門家がきちんと関与することが適切であった。

- 平成 17 年の前回調査との比較可能性の観点からも、前例を踏襲したことは業務の進め方として理解できる面はあるが、必要な改善等を十分に検討しなくてもよい理由にはならない。多くの異常値が残ったまま公表されたという結果を踏まえれば、精査後の集計結果が精査前と比べて大きな傾向の変化が見られなかったとしても、当時の平成 25 年度労働時間等総合実態調査の実施については適切でない点が多かったと言わざるを得ない。

3. 平成 27 年 3 月 26 日の民主党厚生労働部門会議への提出資料関係

- 平成 27 年 3 月 26 日の当時の民主党厚生労働部門会議に提出された裁量労働制と一般労働者の労働時間を比較した資料に関して、誰が何のために作成したか、外部からの作成指示はあったか、労働基準局の担当者が当該比較データの不適切さに全く気付かなかったのか、等について確認を行った。

(3-1. 資料により裏付けられること)

- 裁量労働制と一般労働者の労働時間を比較した資料（資料 1）は、平成 27 年 3 月 26 日の民主党厚生労働部門会議に、裁量労働制等に関する提出資料の一部として提出されたものである。資料 1 では「12 時間超計」及び「10 時間以下計」の労働時間の分布が強調されており、当日の同部門会議の場では裁量労働制と一般労働者の労働時間を比較した点について特に議論はなかった。

- 当該資料に限らず通常の業務のやり方として、同部門会議への提出資料については文書での決裁はとられていない。また、裁量労働制と一般労働者の労働時間の比較について、民主党からの資料要求や指示があったことを示す資料は残っていない。

- 当時、「今後の労働時間法制等の在り方について」（平成 27 年 2 月 13 日労働政策審議会建議）等を踏まえ、民主党から同部門会議をはじめとする様々な機会において、裁量労働制は長時間労働につながり過労死が起きやすいのではないかとの指摘を受けていた。
- 平成 27 年 3 月 12 日の同部門会議において裁量労働制の対象者の労災認定状況等について議論されたことを踏まえ、同年 3 月 18 日の民主党非正規雇用・ワーキングプア対策チーム派遣労働など労働問題を考える分科会に提出された資料 2 においては、平成 25 年度の労災補償の支給決定事案の調査復命書を個別に確認し集計した結果として、脳・心臓疾患と精神障害に係る支給決定件数全体と、そのうち裁量労働制の適用対象者と考えられる者の件数等を報告している。
- 同年 3 月 19 日の同部門会議では、裁量労働制等に関する追加資料の一部として、専門業務型と企画業務型の裁量労働制の労働時間を比較した資料（資料 3）を提出したところ、企画業務型について労働政策審議会労働条件分科会への提出資料（資料 4）の数値と一致しているかが分かるようにすべき、また、労政審提出資料では企画業務型裁量労働制の労働者は、裁量労働制を除く通常の労働者より法定休日労働が多くなっているとの指摘があった。

これを受けて、資料 3 の「12 時間超計」及び「1 日当たりの平均実労働時間」を強調した資料（資料 5）、並びに資料 4 の企画業務型の「法定休日労働平均日数」を強調した資料（資料 6）を同部門会議後に回答した。
- 同年 3 月 19 日に回答された資料 5 と同年 3 月 26 日に提出された資料 1 を比較すると、一般労働者の労働時間のデータが追加されたほか、注記のうち注 1 及び注 2 は資料 5 のままであるが、新たに注 3 が追記されている。

（3-2. ヒアリング対象者の認識）

- 資料 1 を含む同部門会議への提出資料一式は、課長が了解した上で、局長に報告されていたと思うが、具体的な記憶はない。当時の課内の一般的なやり方としては、課長の了解後にそのまま局長の了解を取ることが多かった。同部門会議に提出した資料は、基本的には担当者が作成したものがそのまま了解されていた。

- 資料 1 は労働基準局労働条件政策課の法規係ラインで作成したと考えられるが、係内で適宜作業を分担していたため、資料 1 を誰が作成したかまでは記憶がない。同部門会議に提出する資料については、開催日までの国会質問、質問主意書、資料要求等の状況を反映して作成する必要があることから、通常は会議の前日に作業していた。

- 担当局長・課長としては、資料 1 の作成に当たって、特に課内で議論したり、根拠となるデータを確認したりした記憶はなく、裁量労働制と一般労働者を並べる形にすることが問題であるという認識はその当時は全くなかった。
また、一般労働者の数値について、平成 25 年度労働時間等総合実態調査の法定時間外労働に、1 日の法定労働時間である 8 時間を加えて算出したことについて、担当局長・課長とも当時は認識がなかった。

- 当時の担当者としては、資料 1 のうち一般労働者の数値について、平成 25 年度労働時間等総合実態調査で調査した法定時間外労働時間に 1 日の法定労働時間である 8 時間を加えて算出したものであるという認識はあったが、当時は、一般労働者の法定時間外労働の平均は、実際に 1 日の法定労働時間である 8 時間働いている者についての数値であると誤解しており、1 日の実労働時間が 8 時間未満の者も含まれた平均であることに気付かなかった。
また、8 時間を加えているのに「7 時間以下」にも該当する数字があるなど不自然な点があるが、当時はそのことに気付かず、そもそも 8 時間を加えることの問題を認識していなかったため、平成 25 年度労働時間等総合実態調査の調査票を確認するという発想も浮かばなかった。

- 当時、エクセルファイルの集計データは法規係内で共有されており、これらのデータを確認・活用して資料を作成することはあったが、調査票まで遡って確認することはなかったため、「1 日の時間外労働の最長時間数」の定義については認識されておらず、裁量労働制と一般労働者の数値を比較することが不適切であるという認識は当時全くなかった。

- 「平均的な者」でみると一般労働者の労働時間の平均の方が裁量労働制より長いという数値については、ともに 9 時間台で大きな差ではないという意識であり、資料 1 は、裁量労働制と一般労働者の労働時間の平均を比較するデータというより、枠囲いの箇所である長時間労働の分布の傾向に着目したもの

と認識されていた。また、「最長の者」で見れば裁量労働制の労働時間の平均の方が長くなっており、そのことから数値に違和感を持つことはなかった。

- 資料1について、当時の担当局長・課長は作成を指示してないし、外部から言われて作成したこともない。労政審において、裁量労働制の労働者の一部はみなし労働時間より実労働時間が長いという議論をしたことは記憶しているが、労政審や局内で裁量労働制と一般労働者の比較について議論した記憶はない。
- 民主党厚生労働部門会議の問題意識は労政審とは異なり、裁量労働制と一般労働者の様々な切り口での比較が求められており、特に裁量労働制の労働者と一般労働者の過労死等の発生割合の比較に関心が集まっていた。資料1も、そのような様々な比較の一環だったと認識している。できるだけ同部門会議の議論に資する資料を出すために、裁量労働制と一般労働者の数値を組み合わせて作成したものであり、その際には、平成25年度労働時間等総合実態調査に基づく裁量労働制の労働時間のデータは労政審に資料が提出されていたことから、同じ調査の中で把握していた一般労働者のデータから使えるものがあれば使うという感覚であった。
- 労働政策研究・研修機構のデータのうち裁量労働制と一般労働者の1か月の実労働時間の比較については、当時はそれを利用できることは意識されておらず、厚生労働省自らが実施した平成25年度労働時間等総合実態調査のデータがある場合は、それを使うのが一般的な対応であった。
- 資料1について、裁量労働制の労働時間が短く見えるよう意図的に作成したことはなく、データの定義や調査票の確認漏れや、資料の注記の不備等のミスが重なってしまった結果であると考えている。

(3-3. 監察チームとしての評価)

- 資料1の作成経緯に関して、裁量労働制と一般労働者の労働時間の比較について、民主党からの資料要求や指示があったことを示す資料は残っていない。
- 一方、平成27年3月26日の同部門会議に至る一連の会議における議論を

踏まえると、裁量労働制と一般労働者の比較等を通じて、裁量労働制は長時間労働につながり過労死が起きやすいのではないかとの問題意識が見られる。

同年3月18日に提出された資料2では、脳・心臓疾患と精神障害に係る労災補償の支給決定件数の全体と、そのうち裁量労働制の適用対象者と考えられる者の件数が同党の求めに応じて報告されており、裁量労働制の適用対象者の脳・心臓疾患と精神障害に係る労災認定の割合がそれ以外の労働者より多いのではないかと、という問題意識が推認される。

また、同年3月19日の同部門会議では、企画業務型裁量労働制の労働時間について「12時間超」が多いことや、企画業務型裁量労働制の労働者の法定休日労働日数は、裁量労働制を除く通常の労働者より多いことが指摘されていた。

さらに、同年3月26日の同部門会議に提出された資料1では、労働時間の分布のうち「12時間超計」は、「最長の者」でみても「平均的な者」でみても、企画業務型裁量労働制の方が一般労働者よりも多いことが強調されている。

- なお、労働政策研究・研修機構（JILPT）の「裁量労働制等の労働時間制度に関する調査結果・労働者調査結果」（2014年5月 JILPT 調査シリーズ No. 125）の中にも、裁量労働制と一般労働者の1か月の実労働時間を比較したデータがあるが、資料1の作成に際して当該データを使わなかったのは、厚生労働省自らが実施した平成25年度労働時間等総合実態調査のデータを使うのが一般的な対応であったことに加えて、同年3月19日に提出された資料3及び資料5が平成25年度労働時間等総合実態調査に基づくものであったためと考えられる。
- 以上を踏まえると、資料1については、労働基準局労働条件政策課において、民主党の上記の問題意識を踏まえ、裁量労働制と一般労働者の比較についての同部門会議の議論に資するよう、資料3及び資料5と同じ平成25年度労働時間等総合実態調査の一般労働者のデータを使って、作成したと認められる。
- 資料1は、労働基準局労働条件政策課法規係で作成し、労働条件政策課長の了解後に、労働基準局長の了解を得て、平成27年3月26日の民主党厚生労働部門会議に、裁量労働制等に関する提出資料の一部として提出されたと認められる。当時の担当局長・課長は、数値の算出方法等の詳細まで認識しておらず、部下から提出資料の説明を受けて了承した程度であり、当時の政務三役

を含め労働基準局の外部に事前に相談したり、指示を受けたりしたことはなかったという点については、ヒアリングにおける証言は一致している。

- また、当時の労働基準局においては、資料1の「12時間超計」等の強調部分に基づき、裁量労働制の一部に長時間労働の傾向がみられる点を説明していたことや、「平均的な者」でみると裁量労働制の労働時間の平均の方が一般労働者より短いという数値は、大きな差でないこともあり特に意識されておらず、裁量労働制の労働時間を一般労働者より短く見せる意図はなかったことについても、ヒアリングにおける証言は一致しており、これも資料1の作成に関して労働基準局の外部からの指示はなかったことの裏付けとなっている。
- 資料1の具体的な作成方法については、資料5をベースとして、労働条件政策課法規係内で共有していた平成25年度労働時間等総合実態調査に基づくエクセルファイルの集計データから、「一般労働者の1日の法定時間外労働」のデータ（資料7）を活用し、1日の法定労働時間である8時間を加えて作業を行ったと認められる。

その際、「一般労働者の1日の法定時間外労働」のデータの最小区分が「2時間以下」であるため、「(注3)一般労働者の10時間以下のデータの区分ごとの事業場の割合は、統計上集計を行っていない。」が追記されたと認められる。
- 資料1の裁量労働制と一般労働者の労働時間の比較には、主に2つの不適切な点があるが、その発生経緯は以下のとおりと認められる。
- まず、一般労働者の数値について、平成25年度労働時間等総合実態調査の法定時間外労働時間に、1日の法定労働時間である8時間を加えて算出した問題については、資料7において1日の法定時間外労働が「2時間以下」には「0分」も含まれ、その中には1日の労働時間が8時間未満の場合もあり得ることや、それが資料1の労働時間の平均等に影響を与えることに、当時は気付いていなかった。

なお、平成25年度労働時間等総合実態調査では、一般労働者については、「1日の所定労働時間」と「1日の法定時間外労働」のデータはあるものの、「1日の実労働時間」を把握するための調査項目はなかった。

- 次に、裁量労働制の「平均的な者」の労働時間が「1日で見ても多くの労働者が属すると思われる労働時間の層に含まれる労働者の労働時間」である一方、一般労働者の「平均的な者」の労働時間が「調査対象月において最も多くの労働者が属すると思われる時間外労働時間数の層に属する労働者」の「1日の時間外労働の最長時間数」であって、両者の定義が異なる問題については、資料7を含むエクセルファイルの集計データにはデータの定義の記載がないことに加え、「1日の時間外労働の最長時間数」の記載がある調査票（資料8）まで当時担当者は確認していなかった。

なお、「平成25年度労働時間等総合実態調査結果」の公表冊子には、調査票やデータの詳細な定義の記載がなく、また、「一般労働者の1日の法定時間外労働」のデータは掲載されていない。

- 以上から、当時の労働基準局においては、裁量労働制と一般労働者の比較についての民主党厚生労働部門会議の議論に資するよう資料1を作成しており、その際、資料1が裁量労働制と一般労働者の労働時間の不適切な比較となっているという認識はなかったと認められるが、不適切な資料を作成・公表したという結果を招いており、その責任は免れ得ない。

特に、法定時間外労働時間に1日の法定労働時間である8時間を加えて算出した問題について、1日の労働時間が8時間未満の場合もあり得ることは、労働基準局の担当者であれば本来気付くべき内容であり、当時の限られた人的体制や多忙な業務状況を加味したとしても、批判は免れ得ない。

さらに、「平均的な者」でみると一般労働者の労働時間の平均の方が裁量労働制より長い数値となっている点については、大きな差ではなく、また、「最長の者」でみると裁量労働制の方が長いことから、労働基準局において不自然なデータとして違和感を持つことはなかったとのことであるが、労働基準局の担当者であればむしろ本当に正しいかどうか疑問を持ち、確認してみるべきであったと考えられる。

4. 平成27年7月31日等の国会答弁関係

- 裁量労働制と一般労働者の労働時間の比較データが引用された平成27年7月31日等の国会答弁に関して、労働基準局の担当者が当該比較データの不適切さに全く気付かなかったのか等について確認を行った。

(4-1. 資料により裏付けられること)

- 国会答弁において資料1の裁量労働制と一般労働者の労働時間の比較データが引用され、「平均的な者」でみると一般労働者の労働時間の平均の方が裁量労働制より長いという点に言及されたのは、平成27年3月26日の民主党厚生労働部門会議の約4か月後の(1)同年7月31日の衆議院厚生労働委員会、その約1年半後の(2)平成29年2月17日の衆議院予算委員会、さらにその約1年後の(3)平成30年1月29日の衆議院予算委員会、(4)同年1月31日の参議院予算委員会、及びその後の関連する質疑である。
- 上記(1)～(4)の国会答弁においては、前述の労働政策研究・研修機構(JILPT)のデータに基づき、裁量労働制の方が一般労働者より1か月の実労働時間が長くなっているという資料が質問者側から示されたことを受けて、それとは別の調査のデータとして、平成25年度労働時間等総合実態調査に基づく資料1のデータについて説明されている。

(4-2. ヒアリング対象者の認識)

- 平成27年3月26日の民主党厚生労働部門会議に提出された後、資料1は労働基準局内で裁量労働制に関する基礎資料の一つとなり、資料1の根拠となったデータや調査票等を改めて確認することはなく、一般的に使用され続けていた。そういった中で、裁量労働制と一般労働者の労働時間の平均は「最長の者」でみると裁量労働制の方が長い一方、「平均的な者」でみると一般労働者の方が長いという資料1の数値についても違和感を持つことはなかった。
- 上記(1)～(4)の国会答弁は、労働基準局内で基礎資料となっていた資料1の数値やそれまでの国会答弁の前例に基づいて答弁が行われたものであった。当日朝の大臣への説明の際に特にやり取りがあったことはなく、国会答弁を受けて労働基準局において特に問題意識を持つこともなかった。

(4-3. 監察チームとしての評価)

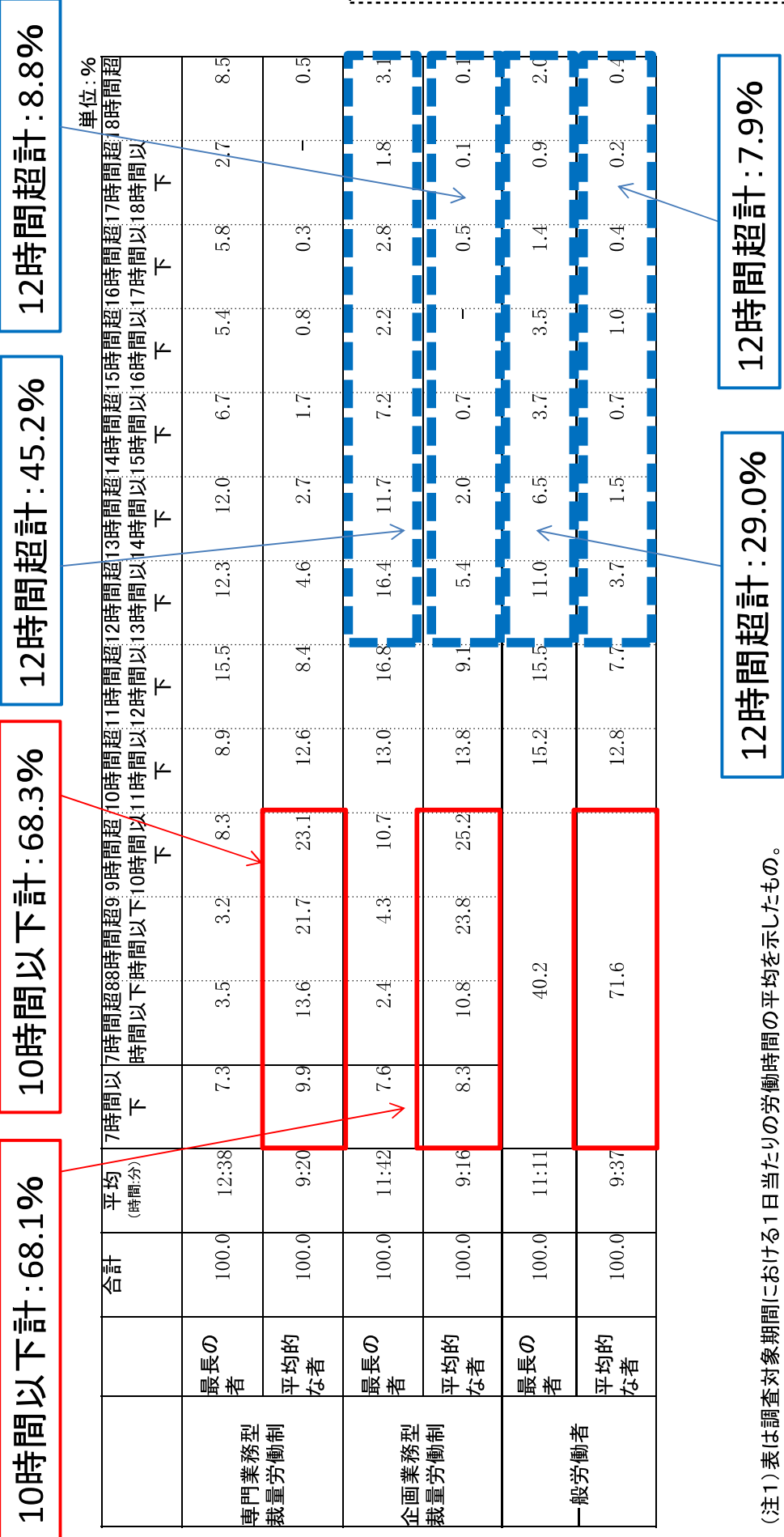
- 民主党に対して一度説明され、その際に特に問題とならなかった資料1が、その後基礎資料として独り歩きし、労働基準局内で誰も根拠データの問題に気付くことがないまま、国会答弁でも使われ続けていた点については、ヒアリングにおける証言は一致している。

- 資料1のうち裁量労働制と一般労働者の労働時間の平均については大きな差ではなく、当初は長時間労働の分布に基づき裁量労働制の一部に長時間労働の傾向がみられる点について説明されていたが、その後労働基準局において不自然なデータとして違和感を持つことはなく、資料のとおり、「平均的な者」でみると一般労働者の労働時間の平均の方が裁量労働制より長いという点についても説明されるようになったと認められる。

- 上記3. の平成27年3月26日の民主党厚生労働部門会議への提出資料が不適切であったことが今回の問題の大本であるが、それが意図的に作成されたものではないと認められるとしても、労働基準局においてデータの問題に気付かないまま一般的に使用し続け、結果的に国会答弁での引用につながったことの責任は否定できない。

(以上)

専門業務型裁量労働制・企画業務型裁量労働制の対象労働者の平均労働時間・労働時間の分布



(注1) 表は調査対象期間における1日当たりの労働時間の平均を示したものの。
 (注2) 最長の者：調査対象期間における労働時間が最長の者のこと
 平均的な者：調査対象期間における労働時間が平均的な者のこと
 (注3) 一般労働者の10時間以下のデータの区分ごとの事業場の割合は、統計上集計を行っていない。

※平成25年度労働時間等総合実態調査(厚生労働省)

裁量労働制の適用対象者と考えられる者に係る脳・心臓疾患 と精神障害の労災補償状況（平成25年度）

裁量労働制の適用対象者に係る脳・心臓疾患と精神障害の労災補償に関する件数は統計上把握していないが、平成25年度の支給決定事案の調査復命書を個別に確認し、集計した結果は以下のとおり。

1 支給決定したもののうち、裁量労働制の適用対象者と考えられる者

(件)

	脳・心臓疾患	精神障害
支給決定件数全体	306 (うち死亡133)	436 (うち自殺(含未遂)63)

このうち、裁量労働制の適用対象者と考えられる者は、

- ・脳・心臓疾患で専門業務型が4件（うち死亡1件）、企画業務型が0件
- ・精神障害で専門業務型が9件（うち自殺（含未遂）0件）、企画業務型が1件（うち自殺（含未遂）1件）

であった。

2 決定（支給・不支給）したもののうち、裁量労働制の適用対象者と考えられる者

平成25年度の脳・心臓疾患の決定件数は683件、精神障害の決定件数は1193件であり、このうち裁量労働制の適用対象者と考えられる者については、現在、調査中である。

3 労災請求があったもののうち、裁量労働制の適用対象者と考えられる者

労災保険給付請求書には、適用される労働時間制度に関する記入を求めていることから、把握できない。

平成27年3月19日
民主党厚生労働
部門会議への
提出資料

※平成25年度労働時間等総合実態調査(厚生労働省)

専門業務型裁量労働制・企画業務型裁量労働制の対象労働者の平均労働時間・労働時間の分布

単位: %

	合計	平均 (時間:分)	7時間以下		8時間以下		9時間以下		10時間以下		11時間以下		12時間以下		13時間以下		14時間以下		15時間以下		16時間以下		17時間以下		18時間以下		
			以下	超	以下	超	以下	超	以下	超	以下	超	以下	超	以下	超	以下	超	以下	超	以下	超	以下	超	以下	超	
専門業務型 裁量労働制	最長の者	100.0	12:38	7.3	3.5	3.2	8.3	8.9	15.5	12.3	12.0	6.7	5.4	5.8	2.7	8.5											
	平均的な者	100.0	9:20	9.9	13.6	21.7	23.1	12.6	8.4	4.6	2.7	1.7	0.8	0.3	-	0.5											
企画業務型 裁量労働制	最長の者	100.0	11:42	7.6	2.4	4.3	10.7	13.0	16.8	16.4	11.7	7.2	2.2	2.8	1.8	3.1											
	平均的な者	100.0	9:16	8.3	10.8	23.8	25.2	13.8	9.1	5.4	2.0	0.7	-	0.5	0.1	0.1											

10時間以下計: 68.3%

10時間以下計: 68.1%

(注1) 表は調査対象期間における1日当たりの労働時間の平均を示したもの。
 (注2) 最長の者: 調査対象期間における労働時間が最長の者のこと
 平均的な者: 調査対象期間における労働時間が平均的な者のこと

＜裁量労働制のみなし労働時間・実労働時間・休日労働日数＞

＜就労条件総合調査＊＞
 ○適用労働者割合は、
 専門業務型1.1% (0.9%)
 企画業務型0.3% (0.1%)
 ＊常用労働者30人以上の
 企業が対象

- みなし労働時間は微増であるが、実労働時間は微減又は横ばい。
- 実労働時間が1日12時間超の労働者がいる事業場は依然として5割前後。
- 法定休日労働は増加又はほぼ横ばい。

＜①専門業務型裁量労働制＞

	みなし労働時間		実労働時間 (1日)			法定休日労働 平均日数
	うち8時間 以下	平均時間	8時間 以下	8時間超12 時間以下	12時間 超	
最長の者	8:32 (8:29)	12:38 (12:38)	10.8% (9.4%)	35.9% (38.2%)	53.4% (52.5%)	8.5日 (8.2日)
平均的な者		9:20 (9:19)	23.5% (21.5%)	65.8% (70.2%)	10.6% (8.2%)	4.0日 (4.1日)

＜②企画業務型裁量労働制＞

	みなし労働時間		実労働時間 (1日)			法定休日労働 平均日数
	うち8時間 以下	平均時間	8時間 以下	8時間超12 時間以下	12時間 超	
最長の者	8:19 (8:07)	11:42 (12:16)	10.0% (7.5%)	44.8% (42.6%)	45.2% (49.9%)	5.8日 (5.3日)
平均的な者		9:16 (9:24)	19.1% (18.1%)	71.9% (73.4%)	8.8% (8.5%)	3.1日 (2.8日)

※括弧内は平成17年度労働時間等総合実態調査の結果

平成27年3月19日
民主党厚生労働
部会議員の
回答資料

専門業務型裁量労働制・企画業務型裁量労働制の対象労働者の平均労働時間・労働時間の分布

単位：%

	合計	平均 (時間:分)	7時間以下	7時間超8時間以下	8時間超9時間以下	9時間超10時間以下	10時間超11時間以下	11時間超12時間以下	12時間超13時間以下	13時間超14時間以下	14時間超15時間以下	15時間超16時間以下	16時間超17時間以下	17時間超18時間以下	18時間超
専門業務型裁量労働制	100.0	12:38	7.3	3.5	3.2	8.3	8.9	15.5	12.3	12.0	6.7	5.4	5.8	2.7	8.5
最長の者															
平均的な者	100.0	9:20	9.9	13.6	21.7	23.1	12.6	8.4	4.6	2.7	1.7	0.8	0.3	-	0.5
企画業務型裁量労働制	100.0	11:42	7.6	2.4	4.3	10.7	13.0	16.8	16.4	11.7	7.2	2.2	2.8	1.8	3.1
最長の者															
平均的な者	100.0	9:16	8.3	10.8	23.8	25.2	13.8	9.1	5.4	2.0	0.7	-	0.5	0.1	0.1

(注1) 表は調査対象期間における1日当たりの労働時間の平均を示したものの。
 (注2) 最長の者：調査対象期間における労働時間が最長の者のこと
 平均的な者：調査対象期間における労働時間が平均的な者のこと

10時間以下計：68.1%

10時間以下計：68.3%

12時間超計：45.2%

12時間超計：8.8%

1日当たりの平均
実労働時間

※平成25年度労働時間等総合実態調査(厚生労働省)

□：役所が配布した資料で、当初から強調していた数字
 □：連合から強調して指摘された数字

平成25年11月18日
第105回労働条件分科会提出資料

＜裁量労働制のみなし労働時間・実労働時間・休日労働日数＞

＜就労条件総合調査＊＞
○適用労働者割合は、
専門業務型1.1％(0.9％)
企画業務型0.3％(0.1％)
＊常用労働者30人以上の
企業が対象

- みなし労働時間は微増であるが、実労働時間は微減又は横ばい。
- 実労働時間が1日12時間超の労働者がいる事業場は依然として5割前後。
- 法定休日労働は増加又はほぼ横ばい。

＜①専門業務型裁量労働制＞

	みなし労働時間		実労働時間 (1日)			法定休日労働 平均日数
	うち8時間 以下	以下	平均時間	8時間 以下	8時間超12 時間以下	
最長の者	8:32 (8:29)	45.5% (45.7%)	12:38 (12:38)	10.8% (9.4%)	35.9% (38.2%)	8.5日 (8.2日)
平均的な者			9:20 (9:19)	23.5% (21.5%)	65.8% (70.2%)	4.0日 (4.1日)

＜②企画業務型裁量労働制＞

	みなし労働時間		実労働時間 (1日)			法定休日労働 平均日数
	うち8時間 以下	以下	平均時間	8時間 以下	8時間超12 時間以下	
最長の者	8:19 (8:07)	50.8% (67.3%)	11:42 (12:16)	10.0% (7.5%)	44.8% (42.6%)	5.8日 (5.3日)
平均的な者			9:16 (9:24)	19.1% (18.1%)	71.9% (73.4%)	3.1日 (2.8日)

連合が
指摘
した
数字

出典：厚生労働省 平成25年度労働時間等総合実態調査(括弧内は平成17年度労働時間等総合実態調査の結果)

4-1. 1日の法定時間外労働の実績（一般労働者）（最長の者）

①. 全体

	合計	2時間以下	2時間超3時間以下	3時間超4時間以下	4時間超5時間以下	5時間超6時間以下	6時間超7時間以下	7時間超8時間以下	8時間超9時間以下	9時間超10時間以下	10時間超11時間以下	11時間超12時間以下	12時間超13時間以下	13時間超14時間以下	14時間超15時間以下	15時間超	平均(時間:分)
合計	9,456 100.0	3,804 40.2	1,436 15.2	1,470 15.5	1,041 11.0	613 6.5	353 3.7	330 3.5	128 1.4	88 0.9	55 0.6	40 0.4	32 0.3	17 0.2	19 0.2	30 0.3	3:11 3:11

4-1. 1日の法定時間外労働の実績（一般労働者）（平均的な者）

①. 全体

	合計	2時間以下	2時間超3時間以下	3時間超4時間以下	4時間超5時間以下	5時間超6時間以下	6時間超7時間以下	7時間超8時間以下	8時間超9時間以下	9時間超10時間以下	10時間超11時間以下	11時間超12時間以下	12時間超13時間以下	13時間超14時間以下	14時間超15時間以下	15時間超	平均(時間:分)
合計	9,449 100.0	6,762 71.6	1,214 12.8	729 7.7	348 3.7	141 1.5	65 0.7	96 1.0	34 0.4	22 0.2	8 0.1	7 0.1	7 0.1	2 0.0	5 0.1	9 0.1	1:37 1:37

平成25年度労働時間等
総合実態調査に関する
エクセルファイルの
集計データ(抜粋)

平成 25 年度労働時間等総合実態調査に用いた付表（抜粋）

調査事項

I 時間外・休日労働等

問 6 時間外労働の実績

1 時間外労働時間数

		調査対象月の時間外労働が最長の者	調査対象月の時間外労働が平均的な者
		法定労働時間超	法定労働時間超
一般労働者	1日の時間外労働の最長時間数	時間 分	時間 分
	1週の時間外労働の最長時間数	時間 分	時間 分
	月間の時間外労働時間数	時間 分	時間 分
	年間の時間外労働時間数	時間 分	時間 分

IV 裁量労働制（裁量労働制を導入している場合に記入すること）

問 3 労働時間の状況

	労働時間の状況として把握した時間のうち、最長の者の状況	労働時間の状況として把握した時間のうち、平均的な者の状況
① 専門業務型裁量労働制	1日 時間 分	1日 時間 分
② 企画業務型裁量労働制	1日 時間 分	1日 時間 分

監察チームによる確認作業の経過

○3月下旬～5月上旬：

監察チームの事務局である大臣官房によるヒアリング

- ・ 平成 25 年から現在までの局長・課長級 4 名、課長補佐以下級 13 名（延べ 20 回）
- ・ 監察チーム外部構成員に今回の事案を情報提供

○5月18日：監察チーム会合（第1回）

- ・ 今回の事案の説明
- ・ 大臣官房によるヒアリング結果の報告
- ・ 外部構成員によるヒアリングの方針の検討

○5月28日：監察チーム外部構成員による追加ヒアリング

- ・ 局長・課長級等 5 名
- ・ 別途、大臣官房による課長補佐以下級 1 名のヒアリングを実施

○6月5日：監察チーム会合（第2回）

- ・ 外部構成員によるヒアリング結果の報告
- ・ 今後の進め方の検討

○6月21日：監察チーム会合（第3回）

- ・ 確認結果の取りまとめに向けた検討

○7月12日：監察チーム会合（第4回）

- ・ 確認結果の取りまとめに向けた検討

厚生労働省監察チーム 構成員

(主 査) 官房長

(メンバー) 総括審議官
大臣官房人事課長
大臣官房人事課参事官
大臣官房会計課長
大臣官房地方課長

荒井 史男 (弁護士)
井出 健二郎 (大学教授)
篠原 榮一 (公認会計士)
萩尾 保繁 (弁護士)
柳 志郎 (弁護士)